平成２７年（フ）第２２４号
名古屋市中川区戸田明正３丁目201番地　戸田荘38棟202号、住民票上の住所名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山３番第３番地　ライオンズマンション有松南303号
債務者　武井　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８５号
名古屋市瑞穂区佐渡町５丁目３番地の１　ファルコン瑞穂107号、従前の住所名古屋市瑞穂区松園町１丁目71番地　アンシャンテ近藤205号
債務者　米本　章則
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８８号
愛知県瀬戸市南山町３丁目25番地の98
債務者　中垣　　茜
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
三重県鈴鹿市平田本町１丁目８番２号　パルミラＡ105、前住所三重県鈴鹿市住吉４丁目15番28号　アーバンハイツ108号
債務者　影山　成文
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７２号
三重県亀山市みずほ台１番地203　さくらさくらホームみずほ台、前住所三重県亀山市安坂山町2594番地
債務者　小林　　敏
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６４号
三重県四日市市城西町７番１号　レジデンスときわ401、前住所三重県四日市市石塚町４番24号　アルモニー１―201
債務者　増元　美絵
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
三重県いなべ市員弁町楚原764番地１　ホワイトヴィレッジいなべ―102、前住所大阪府東大阪市菱江６丁目５番８号
債務者　堀江　健治
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
三重県四日市市別名４丁目19番26号　カスミハイツ406、前住所三重県四日市市富士町５番12―803号　シャトレ愛松霞ケ浦
債務者　林　　幸代
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
京都市右京区花園鷹司町１番地　18棟501号
債務者　入松川常利
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地４　藤和ライブタウン伏見611号室
債務者　伊藤　健太
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２35棟302号
債務者　村上あゆみ
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目45番地の42　改良住宅214号
債務者　久保　哲一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０８号
兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―609号
債務者　津倉　誠信
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２０号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目６番２―302号、住民票上の住所兵庫県西宮市弓場町６番５号
債務者　岡山　克彦
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２７号
兵庫県西宮市枝川町５番15―1403号、前住所大阪府吹田市片山町４丁目17番24号
債務者　増田　視隆
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市広畑区才722番地　和泉荘
債務者　大西　博行
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部